

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会 (令和3年度第1回)

日 時：令和3年6月16日（水曜日）

午前9時30分から正午まで

場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室
(Web会議)

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

(1) 令和3年度大規模事業評価について

(2) 令和3年度大規模事業評価対象事業の審議について

①宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業

②大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業

4. その他

5. 閉会

○司会 ただいまから令和3年度第1回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を開催いたします。

開会に当たりまして、企画部長の志賀真幸よりご挨拶を申し上げます。

○志賀部長 企画部長の志賀でございます。

本日は大変お忙しい中、宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様には、このたび大規模事業評価部会委員へのご就任、ご快諾をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

この大規模事業評価は、県が事業主体となる一定規模以上の事業の推進等について、県の政策判断のプロセスの透明性を高めることを目的といたしまして、委員の皆様にご協力をいただきながら実施させていただいております。

今回は、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業、そして大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業、これらにつきましてご審議をいただくこととしております。事業の詳細については後ほど担当課からご説明を申し上げますが、委員の皆様には、広範かつ専門的なお立場から、ぜひ忌憚のないご意見をいただきまして、県の評価の妥当性などについてご審議をいただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

○司会 本部会に先立ちまして、4月16日に開催されました令和3年度第1回行政評価委員会において、行政評価委員会条例第6条第4項及び第5項の規定により、内田美穂委員が部会長に、板明果委員が副部会長に選任されましたことをご報告いたします。

続きまして、本日お集まりの委員の皆様及び県の職員を紹介させていただきます。

お配りしている資料の次第の裏面にございます出席者名簿の順にご紹介をさせていただきます。

初めに、部会長の内田美穂委員でございます。

続きまして、副部会長の板明果委員でございます。

続きまして、小野田泰明委員でございます。

続きまして、小地沢将之委員でございます。

続きまして、鈴木秀総委員でございます。

続きまして、平野勝也委員でございます。

なお、瀬口孝委員におかれましては、本日は所用のためご欠席となっております。

次に、県職員の紹介をさせていただきます。

ただいまご挨拶を申し上げました企画部長の志賀真幸でございます。

総合政策課長の川越開でございます。

総合政策課企画・評価専門監の平塚勝徳でございます。

環境生活部消費生活・文化課長の黒澤治でございます。

同じく消費生活・文化課文化振興班長の千葉猛司でございます。

共同参画社会推進課長の田中伸哉でございます。

同じく共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班長の岩見吉三江でございます。

なお、教育庁の職員は後ほど紹介させていただきます。

最後に、私、本日の司会を務めさせていただきます総合政策課の高橋賢一と申します。

なお、志賀部長は、他の公務のため、これにて退席させていただきます。

続きまして、定足数の報告をさせていただきます。本日は、内田部会長をはじめ6名の委員にご出席いただいております。全7名の委員の半数以上の出席であり、行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議の公開についてですが、行政評価委員会運営規程第5条及び第6条の規定により、当会議は公開といたします。

また、正確な議事録の作成のため、本会議は録画させていただきますことをご了承願います。

続きまして、本日、傍聴者がおりますので、ご説明いたします。

傍聴に関しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。

また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。進行につきましては、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により、内田部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○内田部会長 部会長の内田と申します。よろしくお願いいたします。

私、昨年度まで政策評価部会の委員を担当しておりまして、大規模事業評価部会は今年度から初めてではありますが、以前、他の委員会でご一緒させていただいた先生方が委員のメンバーとしていらっしゃいますので、しっかりと進行役を務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、議事に入りますが、それに先立って議事録署名委員を指名したいと思います。大規模事業評価としては新しい顔ぶれになって初めての部会なので、名簿の順に従って、今回は板副部会長と小野田委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。それでは、板副部会長、小野田委員、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従って議事を進めてまいります。

まず、お手元の資料1をご覧ください。

今回の審議対象事業であります「宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業」及び「大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業」については、6月

8日付で、知事から行政評価委員会委員長へ諮問がなされております。

この諮問を受けて、行政評価委員会条例第6条第1項及び行政評価委員会運営規程第2条の規定により、本部会において調査・審議を行うこととなっております。本日皆様にお集まりいただいているところでございますが、それでは、今年度の大規模事業評価について、まずは事務局から説明をお願いします。

○平塚専門監 事務局からご説明いたします。総合政策課平塚と申します。よろしくお願いいたします。

今年度の大規模事業評価につきまして、今年度からご就任された委員の方もいらっしゃるしますので、簡単に制度をご説明させていただきます。

資料一番最後にあります参考資料をご覧くださいと思います。

こちらの参考資料についてですが、①の評価の目的でございますが、大規模事業の推進・継続につきまして、政策判断のプロセスの透明性を高めること、また、県民の意見と本日お集まりいただいております部会の皆様の答申を踏まえまして、県としての評価を確定して、政策判断につなげることを目的に実施をしております。

②の評価の対象でございますが、県が事業主体であります事業で、全体事業費が100億円以上の公共事業、または30億円以上の施設整備事業を対象としております。本日ご審議いただく案件は、いずれも30億円以上の施設整備事業に該当するものでございます。

③の評価の種類でございますが、事業着手前に行います計画評価と事業着手が見込まれない場合に行う事業再評価の区分がありまして、今回はいずれも計画評価に該当するものでございます。

④の評価の基準でございますが、資料に記載のとおり、事業の必要性、事業主体、事業の時期など8項目の基準が定められております。これらに基づきまして評価調書を作成しております。詳細につきましては、後ほど事業担当課よりご説明申し上げます。

⑤の過去の実施状況についてですが、県で諮問の撤回があったものを除きまして、これまで23事業の大規模事業評価を行っておりますので、参考にご覧ください。この資料の裏面に評価の流れを記載しております。

真ん中の右側に、諮問がありますが、行政評価委員会がございまして、こちらの部会がこの委員会の部会に該当しております。諮問につきましては、先ほど内田部会長よりご説明がありましたように、6月8日付で知事からの諮問が行われております。この後は、部会の開催を経まして答申をいただきました後は、意見を事業に適切に反映させまして、最終的な評価書には評価結果の反映状況説明書面を作成しまして、県民の皆様への公表と県議会への報告を行うこととしております。

資料に戻りまして、資料1をご覧ください。

先ほど部会長からもお話がありました諮問文でございますので、この後、ご審議をよろしくお願いいたします。

また、この諮問と同じ日付で評価調書の公表を行っております。7月7日までの1か月間、県民意見の聴取を行っておりまして、県のホームページや県政情報センターなどにおきまして県民の方が閲覧できるようになっております。

なお、その県民の方からの意見の提出状況につきましては、この次、第2回目の部会でご報告をさせていただき予定としております。

次に、資料2をご覧ください。

本年度の部会の予定をお示ししております。本年度は、現在、2回の部会の開催を予定しております。2回目の部会につきましては7月28日の開催予定としております。事業に関し

まして引き続きご審議をいただきまして、第2回目での答申案の取りまとめをお願いしたいという予定で考えております。

大変失礼いたしました。資料の訂正がございます。第1回、第2回、それぞれ公共事業評価部会と記載しておりますが、大規模事業評価部会の誤りでございました。おわびして訂正させていただきます。

第2回部会が終わりまして、答申案をいただくという流れでございまして、答申をいただきました後は、8月中旬に内田部会長より答申を行っていただく予定としております。

説明については以上でございます。

○内田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

すみません、事務局に伺います。これは委員の方々から意見とか質問があるときは、手を挙げてもらう形でよろしいでしょうか。

○司会 手を挙げていただくとか、あるいは発声していただくとかで、部会長が分かるようにしていただければと思います。

○内田部会長 分かりました。では、委員の先生方、質問、ご意見あるときには、手を挙げて示していただければと思います。

それでは、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ないようでしたら、本年度の部会については、資料1及び2のとおりに進めることにいたします。

それでは、議事(2)令和3年度大規模事業評価対象事業の審議に入ります。

本日の審議は2事業ございますので、次第に記載の順のとおり、最初に宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業について説明をいただき、その後に質疑応答を行いながら審議を進めたいと思います。

なお、時間配分の目安は、説明15分、質疑応答40分の合計55分としたいと思います。

それでは、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業について、担当部局から説明をお願いします。

○黒澤消費生活・文化課長 消費生活・文化課長の黒澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業についてご説明申し上げます。

資料は3-2、大規模事業評価調書、こちらをご覧くださいと思います。

まず、1ページをご覧ください。

I、事業の概要ですが、本事業は、仙台医療センター跡地に、県民会館とみやぎNPOプラザの集約・複合化施設を整備し、両施設が抱える老朽化などの課題を解消するとともに、利用者間の交流や事業の連携などを通しまして、両施設のこれまでの取組をさらに発展・強化するものであります。

県民会館とみやぎNPOプラザの施設の概要及び上位計画との関連については、記載のとおりでございます。

次に、2ページをご覧ください。

事業計画の背景でございます。

(1) 本件における公共施設の現状ですが、現在、多くの県有施設が改修や更新の時期を迎えており、公共施設の更新等に係る費用は、平成28年度からの40年間で約1兆2,394億円、年平均でいきますと309億円になるとされており、厳しい財政状況の中においては、公共施

設等の選択と集中の徹底を図りながら、効果的かつ効率的な施設管理を計画的に進めていく必要があると考えております。

(2) 県民会館の現状、及び3ページに移りまして(3)みやぎNPOプラザの現状ですが、両施設とも建設から50年以上が経過しておりまして、施設や設備の老朽化が進んでいることに加え、施設利用などの面で様々な課題を抱えております。

このような現状を踏まえまして、本事業の実施によって老朽化の解消及び機能性の向上、集約・複合化による規模の適正化、両施設が連携した事業を展開することによる相乗効果といったものが期待できると考えております。

詳細につきましては後ほどご説明申し上げます。

同じく3ページのこれまでの取組状況についてご説明申し上げます。

本県では、これまで整備してきた県有施設等につきましては、長期的、総合的な視点から、今後10年における施設管理に関する基本方針としまして、宮城県公共施設等総合管理方針を平成28年7月に決めました。この管理方針では、安全・安心の確保、施設の維持管理費用の低減・平準化及び施設総量の適正化の3つの基本方針を掲げまして、計画的に管理を行っていくことといたしました。

また、県民会館を含みます老朽化が進行している10の施設について、集約・複合化を含めた将来的な整備の方向性を示すため、総合管理方針で示された基本方針を前提に部局を横断した検討を行い、令和2年3月に、県有施設等の再編に関する基本方針を策定いたしました。

この再編基本方針では、県民会館及びみやぎNPOプラザについては仙台医療センター跡地に移転集約することとし、宮城県美術館については両施設と集約・複合化する方向でさらに検討を進める、その検討に当たっては、現地改修と移転新築のメリット・デメリットを整理することといたしました。

これを受けまして、昨年度に具体的な検討を進めた結果、去年12月に、宮城県美術館は増築を行わずに現地改修、県民会館・みやぎNPOプラザは仙台医療センター跡地に移転集約することとし、今後の検討を進めることを決定し、仙台医療センター跡地における宮城県民会館及びみやぎNPOプラザの集約・複合化施設の整備に向けた基本的な考え方を示した基本構想を今年3月に策定したところでございます。

4ページをご覧ください。

今後のスケジュールですが、こちらの大規模事業評価部会でご審議をいただきまして、今年度中にプロポーザル方式により設計事業候補者を選定する予定となっております。その後、令和4年度から基本設計と実施設計を一体的に行い、令和7年度から建築工事に着手し、令和10年度中の供用開始を予定しております。

なお、両施設の跡地につきましては、関係機関や関係団体と協議や調整の上、今後、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

5ページをご覧ください。

Ⅱ、事業内容についてご説明申し上げます。

まず、用地関係ですが、予定地については仙台医療センター跡地を県有地との交換により取得する予定としております。その敷地面積は約5万5,000平米でございます。また、規制の状況につきましては記載のとおりでございます。

次に、建設関係ですが、延べ床面積は2万2,200平米で、5部門での構成となります。具体的に申し上げますと、県民会館をベースとするホール部門、みやぎNPOプラザをベースとする民間非営利活動部門のほか、複合化に伴う機能連携などを盛り込んだ創造・育成・連携拠点部門と交流・コミュニティ部門、最後になりますが事務所ほか廊下などの共有スパー

スを含む管理運営部門となっております。

Ⅲ、事業費ですが、建設費につきましては、調査費、設計費、工事費を含め約253億円と試算しております。その財源につきましては、約188億円を県債、65億円を一般財源と見込んでおります。

維持管理費につきましては、建設後の施設利用を30年間と想定し、人件費、建設15年目と30年目に予定する大規模な修繕、運営・管理費を含め約333億円と試算しております。

次に、7ページをご覧ください。

先ほどご説明しました8つの基準に基づく評価結果につきまして、この7ページから11ページにかけて、本事業の実施が適切かどうか検討した自己評価について記載しております。

初めに、7ページの1、事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうかについてご説明いたします。

県民会館については、国の法令や県の計画において、文化拠点としてのみならず、社会課題を解決する場、国内外からの集客拠点施設、商業面での対応を見据えた多機能施設、県内市町村施設を支援する中核拠点機能としての役割を果たすことが求められております。

また、みやぎNPOプラザについては、近年、社会構造の変化や不測の事態に対応できる地域社会の構築を目指す上でNPOが果たす役割や期待は大きくなっているところであり、本県においてもみやぎNPOプラザを中心としたネットワーク強化や連携・協働を図っていくことが求められております。

また、県有施設全般については、先ほどご説明したとおり、中長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減するとともに公共施設等の最適な配置等を行っていく必要が生じております。

なお、県民会館及びみやぎNPOプラザについては、類似の諸室機能の共有化によって施設規模の適正化を図るとともに、両施設が併設されることで新たな連携・協働の可能性が示唆されているところであります。

資料8ページに移りますが、今ご説明したことから、以上のように、文化芸術及びNPO活動のさらなる振興を図るとともに、施設規模の適正化や運営効率化を図るためには、事業の実施は必要であると考えております。

次に、2、県が事業主体であることが適切であるかどうかですが、両施設とも、県の条例に基づき、県が設置する施設となっております。

なお、上位計画や関連計画等において、新しい県民会館には広域自治体が有する施設として県内市町村の施設を支援し、県内ネットワークのハブ機能を果たすことや、関係する地域の文化活動のコアとしての機能を強化することが望まれております。

また、みやぎNPOプラザについては、中核機能拠点として一層の機能の充実と利用の促進を図るとともに、広域的な取組や連携を推進し、県内のNPO支援施設や中間支援組織等との連携・協働体制を構築することが求められております。

このことから、県内の文化芸術及びNPO活動を促進するとともに、県内市町村が求める支援に対応するためには、県が主体となり両施設を整備することが必要であり、県が事業主体となることが適切であると考えております。

次に、3、事業を行う時期が社会経済情勢から見て適切であるかどうかですが、先ほどご説明したとおり、両施設とも建設から50年以上が経過しており、施設や設備の老朽化が進んでいることに加え、施設利用などの面で様々な課題を抱えております。このことから、これらの課題を解消し、文化芸術及びNPO活動の拠点施設として機能をさらに発揮するためには早急な対応が必要であり、事業の実施時期は適切であると考えております。

次に、9ページをご覧ください。

4、事業の手法が適切であるかどうかですが、今年4月に開催しましたPPP・PFI導入調整会議において検討した結果、県が直営で施設の整備を行う従来方式による手法が妥当と判断されております。

その判断理由のうち、定量面では、国土交通省の簡易算定モデルを使用しましてバリュー・フォー・マネーを算定した結果、PFI手法を採用することによる財政的なメリットを見出すことができませんでした。また、定性面については、本事業では文化芸術関係者や施設利用者等の意見を聞きながら施設の仕様の精度を上げていくプロセスが必要であると考えることから、性能発注に基づいて民間事業者の創意工夫を引き出すPFI手法の効果は発揮されにくいと判断したところであります。

次に、5、事業の実施場所が適切であるかどうかですが、これまで開催いたしました有識者会議ですとか懇話会において、県民会館が抱える立地上の課題の解消や公有地の有効活用の観点から検討を行った結果、仙台医療センター跡地が整備候補地として適地と見解が示されたところであります。

この結果を踏まえまして、県内外の利用者が見込まれる施設として求められる交通アクセスに優れていること、また、施設に必要な面積が確保できること、周辺施設との連携可能性等を考慮した上、仙台医療センター跡地を整備予定地としており、事業の実施場所は適切であると考えております。

次に、6、事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうかですが、資料に記載の3つの観点で整理しております。

1つ目の老朽化の解消及び機能性の向上では、集約・複合化施設の整備によりまして、現施設が抱える老朽化に起因しました様々な課題を解消することで、両施設のこれまでの取組を発展・強化することができると考えております。

2つ目、集約・複合化による施設規模の適正化では、会議室やカフェ等の類似した用途の諸室や共同利用可能な諸室、廊下やトイレ等の共用部を共有化することにより、施設の規模の適正化を図るとともに、稼働率の向上や施設管理の効率化を図ることができると考えております。

10ページに移りますが、3つ目としまして、県民会館とみやぎNPOプラザが連携した事業を展開することにより、文化芸術に触れる人の増加や裾野の拡大、文化芸術を通じた社会的包摂の実現、社会課題解決に関心の高いアーティスト、クリエイターの集積などの相乗効果が発揮されると考えております。

次に、7、事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうかですが、仙台市の環境評価条例の対象にはならない、また、騒音、振動及び渋滞等については設計時の配慮によりまして対応が可能なことから、周辺に関する影響は少ないと考えております。

8、想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策ですが、現時点で特段のリスクについては想定しておりません。

最後に、9、事業の経費が適切であるかどうかについてですが、冒頭にも説明しました4ページに記載の事業費と同様のものですが、建設費については他自治体の類似事例等を基に平米当たりの単価を算出し、面積に乗じたものであります。

また、投入職員数や関連事業費については現時点での想定内容であり、今後、他自治体における類似事例の調査や関係者との協議を進める中で、具体化してまいりたいと考えております。

続きまして、附属資料について簡単にご説明申し上げます。

12ページから17ページの附属資料1から4については、整備予定地の位置図のほか、現施設の概要となります。

18ページからの附属資料5から8は、今回の事業に関係する行政計画を抜粋したものとなります。

31ページからの附属資料9及び10は、今回の施設整備に係る基本方針と基本構想となります。

最後に、125ページからの附属資料11は、PPP・PFI導入調整会議において検討しました検討調書でございます。

駆け足でございましたが、説明に関しては以上でございます。どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○内田部会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、委員の皆様からご質問、ご意見よろしくお願ひします。

では、板委員、よろしくお願ひします。

○板委員 ご説明ありがとうございました。

施設を集約して総量の適正化を図ることはよく分かりまして、その方針については特に異議はありませんが、延べ床面積等が2つの施設合わせて若干規模が小さく、従来の規模のものを合わせたところより少なくなるというのが、先ほどご説明いただいたような、集約することにより規模の適正化を図ることができるというところだと思いますが、その残りの部分が従来の共用部分を除いて同じ規模だから適正という評価なのか、また、従来使われていた施設の稼働率、頻度を考慮して、共用部分以外は同規模で十分であるという分析がなされた上での評価なのか分かりかねるので、果たして適正かどうかという評価はどのように把握すればよろしいのか、教えていただきたいと思ひます。

○内田部会長 それでは、担当部局から回答をお願いします。

○黒澤消費生活・文化課長 先ほど施設の面積は2万2,200平米と申し上げました。県民会館とNPOプラザを分けて考えていただきますと、県民会館については、今の県民会館というのは実質大ホール1つと会議室だけになっています。新しい県民会館は、5ページをご覧くださいますと、先ほどご説明した事業規模ですが、大ホールで8,000平米になります。今の県民会館の座席数は1,590席で、新しい県民会館は2,000席から2,200席あるいは2,300席なので、ホールの大きさが大きくなります。あと、創造・育成・連携拠点部門、要はスタジオ、スタジオシアター等の今の県民会館にない施設機能が付加される形になりますので、県民会館という部分では、面積が大きくなります。

一方でNPOプラザは、基本的には大きく変わりません。ただ、資料5ページの記載の仕方が、民間非営利活動部門が600平米と書いておりまして、今の施設は1ページに記載しているとおお1,262平米なので半分に見えますが、これは廊下、トイレ及び事務所等を含めたみやぎNPOプラザの全部の面積を表示しております。一方で、5ページに記載しているのは、こちらの区分の都合でございますが、事務所、廊下等については一番下の管理運営部門の区分に入っておりまして、民間非営利活動部門600平米は、本当にNPOプラザの機能を果たす交流サロン、NPOルーム等そういう限定的な書き方をしているので、見え方は半分に見えますが、NPOプラザについてはほぼ似た面積を確保する考えです。

○板委員 似た面積の確保で十分であり、稼働率も高く、不足している状況ではないと考えればよろしいでしょうか。

○田中共同参画社会推進課長 みやぎNPOプラザに関しては、現在のNPOプラザが1,200平米ほどですが、その面積で必要な機能は果たせており、利用者の意見等を聞いても果たせ

ていると認識していますので、同様の面積を新しい施設でも確保したいと考えております。

○板委員 分かりました。ありがとうございました。

○内田部会長 板委員、それで回答よろしいでしょうか。

○板委員 ホールの規模が少し大きくなったが、それで十分なのか、現在の稼働率か、空席率を考慮して、過大に大きくする必要がなかったのか等、これまでの稼働で、この規模で適正なのか数値的に分かるのであれば、今後、提示していただきたいと思います。

○内田部会長 それでは、次回の部会で数値を示していただくことで、担当部局にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○黒澤消費生活・文化課長 附属資料の78ページをご覧くださいと思います。

今年3月に策定しました基本構想になりますが、県民会館大ホールの稼働率と入場者数について、今の1,590席のホールの稼働率が出ております。これは通年の稼働率で7割、8割になりますが、週末、土日とかになるとほぼ予約が取りづらい状況です。県民会館以外に仙台市内には市民会館がありますが、両方ともなかなか予約が取りづらく、稼働率は非常に高い状況です。

○板委員 ありがとうございます。予約が取りづらいのは、大ホールより会議室の数が少し足りていないかもしれない状況ですか。

○黒澤消費生活・文化課長 会議室というよりは、大ホールのほうです。予約が取りづらいのは大ホールでございます。

○板委員 分かりました。ありがとうございます。では、大ホールで催物を行いたいという予約よりは、1回の催物に対して座席数が足りていないという状況でしょうか。

○黒澤消費生活・文化課長 座席数というよりは、まずホールの数が足りない。一方で、座席数につきましては、平成30年に県のほうで需要調査を行いました。その時にプロモーターから意見を聞いた時は、都市の規模からして座席数が少ないとの意見がありました。2事業者から2,000席以上のホールを求める声もあり、予約が取りづらいということに併せまして、事業者の方からももう少し大きなホールが欲しいという意見があり、今回の整備では2,000席ということ考えております。

○板委員 分かりました。ありがとうございました。では、大ホールのほかに小ホールがあるということですか。

○黒澤消費生活・文化課長 資料3-2の78ページの主な諸室機能をご覧くださいと思いますが、今の県民会館は大ホール1つしかございません。

○板委員 大ホール1つなので、ホールの数が足りないことの解消が難しい状況は変わらないが、1回の催物に対しての収容人数が増える状況には改善されるということでしょうか。

○黒澤消費生活・文化課長 新しい県民会館には、先ほどの資料3-2の5ページに記載しているとおり、スタジオシアターという500席から800席の小ホールに近いようなものを造りますので、今まで予約が取りづらかったが、大きな2,000席のホールと、500席から800席の小ホールに近いスタジオシアターを造ることによって、ホールの数が増えるので、用途に応じて使い分けして頂き、予約状況の過密化はある程度解消できると考えております。

○板委員 状況がよく分かりました。ありがとうございます。

○内田部会長 では、そのほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○平野委員 今の話の続きですが、合築をして面積が小さくなるのであれば、公共施設等適正管理推進事業債が活用できますが、今回は、面積増えているから活用しないということでしょうか。

○黒澤消費生活・文化課長 はい、おっしゃるとおりです。適用できませんでした。

- 平野委員 なぜそのような方向に進まれているのでしょうか。公共施設の適正管理のため、合築しながら面積は減らし、持続可能性を高めていく施策を展開しているのに、面積を拡大して、特例的な補助制度を用いない対応を取られている理由は何でしょうか。そこまでのメリットがあるというお考えでしょうか。
- 黒澤消費生活・文化課長 公共施設等適正管理推進事業債を活用出来ない理由は、県民会館の老朽化だけではなく、施設の使い勝手が悪いため、県民会館部分の面積が大きくなったことが主な要因です。
- 平野委員 行政的な判断は、現在困っていることだけで動いてはならないと思います。将来推計も含めて、人口も税収も減っていく中で、特例的な補助制度を適用せずに事業を行う価値に関する説得力が全くなかった気がするので、そこはぜひ示していただきたいです。本当に2,000席必要でしょうか。1,600席のままで総面積を少し減らして公共施設等適正管理推進事業債を活用できた場合とできなかった場合で、県の支出は相当変わると思われますので、その比較をしていただきたいです。これが1つ目です。
- 2つ目ですが、今後の人口減少を踏まえたまちづくりにおいて、人が集まる重要な施設である公共施設を中心市街地から外に出すことは、全くお勧めできません。以前の事例のように宮城スタジアム、宮城県図書館と比較すると、鉄道でアクセスできるロケーションですが、中心市街地にあるものを外に出すという意味においては全く同じです。その時に、なぜ中心市街地から外に出ていく必要があるかという点、先ほど話をしました座席数を2,000以上にする計画があるためと考えます。その結果、資料3-2の9ページに記載している事業の実施場所が適切であるかどうかの項目において、中心市街地にあり不便で困っていることしか書いていない。それは、ものすごく大きなメリットを捨てることにつながります。そのことが評価で言及されていないことは大問題だと思います。
- これからの時代において、コンパクトシティを目指す公共施設は、全て中心市街地にあるべきと考えます。だから、中心市街地で事業をできない理由を座席のせいにはしては行けないと思います。同規模で現地建替すればいいという話にしかありませんので、中心市街地から外に出る理由はもっと説得力を持っていただきたいです。
- 黒澤消費生活・文化課長 面積が大きくなった理由について、座席数が1,600から2,000に増えたのみならず、先ほど申し上げました新しい機能としてスタジオシアター、スタジオを造る計画があり、利用者の面では、今の県民会館は造りが古いので、開演前に外に並びます。昔はそれがオーソドックスだったのかもしれませんが、雨が降っても、開演前は並ぶというスタイルになっていました。新しい県民会館ではお客様には中で待っていただく計画があり、ロビーも広く取る必要があります。
- 平野委員 もう1回申しますが、そういうことを踏まえてでも、中心市街地から外に出る根拠、公共施設等適正管理推進事業債を適用しない根拠を示してください。今の施設が老朽化して不便であることはよく分かっています。新しい建物の建て方について話を聞いております。
- 黒澤消費生活・文化課長 次回お示しします。
- 平野委員 規模を抑えて小さくした場合に、公共施設等適正管理推進事業債を適用できたケース、適用できなかったケースで、県の支出はどの程度違うかを示していただきたいです。つまり、座席数を2,000席にするために、その分のお金を県が自己負担することになりますので、それは明示的に示す必要があると思います。
- 内田部会長 平野委員は、この場所は妥当ではないと考えるということでしょうか。
- 平野委員 そういうことを踏まえて検討されたという透明性を確保していただきたいのが

第一です。もちろん理想的には規模を小さくしても、私は現地建替の方がいいと思いますが、それはこの委員会の仕事ではないと思います。基本的に、財政出動を行うにふさわしい事業であるかチェックすることが我々の使命だと思いますので、特例的な起債を活用せずに県の支出が増える分だけの効果があることを示す。それから、中心市街地というこれからのコンパクトシティ形成の上で重要なものを手放してまで行う価値がある、そういう機能拡充がなされることの説得性の2つを求めたいと思います。一方で、もちろん中心市街地にあるべきだと思っていますが。

○内田部会長 分かりました。確かに大規模事業評価部会では事業の妥当性も評価に入りますが、これは、すぐに回答はできないと思うので、次回までに資料等を作成して担当部局から説明していただくことでよろしいでしょうか。

○川越総合政策課長 先ほど説明の冒頭でもありましたが、もともとは美術館、県民会館及びNPOプラザの3施設の集約について議論が始まりました。公共施設の総合管理を進める上で、先ほど先生からもお話のありました公共施設等適正管理推進事業債を活用することは、当然でして、その活用について検討いたしました。

それで、美術館、県民会館及びNPOプラザの3施設を集約した場合に、30年間のライフサイクルコストは650億円と試算しております。一方で、現在の案である美術館は現地に存続し、県民会館、NPOプラザを集約する場合は、30年間のライフサイクルコストは760億円と試算しておりますので、若干前提が違いますが、その時点で30年間に於いて110億円の差があります。もう一つ案があり、それは美術館を現地で増築する場合と、県民会館、NPOプラザを集約する場合の案ですが、それは参考までに申し上げますと830億円ということで、一番ライフサイクルコストがかかり、この3つの案についてライフサイクルコストなどを踏まえて、そのほかに文化芸術の振興の観点も含めて、昨年度に760億円の案を採用し、それで基本構想を作り今日に至っております。

それで、大ホールの座席数において、なぜ1,600席ではなく、2,000席必要なのかとご指摘がありました。現地建替が難しいと判断した理由は、バリアフリー対応にする必要性、女性用トイレを増やす必要性等、それ以外にも数多くの支障があり、大ホールの客席だけの問題ではありません。現地建替が困難な理由は座席数以外にもあるということです。

座席数について、1,600席を前提とした公共施設等適正管理推進事業債を活用して規模を縮小した場合の試算は、簡単にはできないかもしれませんが、その議論が必要な場合は、検討しなければならないと考えております。

○平野委員 追加的に申しますが、この項目が適切かどうか分かりませんが、事業の実施主体の項目ありましたよね。資料3-2の8ページに記載している県が事業主体であることが適切かどうかについて、この公共施設等適正管理推進事業債は、複数の自治体が共同事業主体となって受けることもできます。つまり、市民会館と県民会館を合築して、公共施設等適正管理推進事業債を活用して、それぞれの自治体の負担を小さくすることも可能なので、例えば、仙台市役所の公共施設との合築を考えて公共施設等適正管理推進事業債を活用する方向性もあったと思います。その検討が評価に入っていないのは少し残念です。

○川越総合政策課長 今のお話は県議会からも指摘がありまして、仙台市は市民会館をはじめ戦災復興記念館、生涯学習支援センター等、仙台市が保有する公共施設について、宮城野区の整備予定地周辺にある仙台市所有の公共施設との再編も検討いたしました。仙台市とも協議をしましたが、例えば戦災復興記念館ですと戦災の記録と伝承を目的とした施設という趣旨、目的について親和性がないというようなお話がありました。

○平野委員 そういうことを評価書に明記いただいて、透明性を高めていただきたいので、こ

ここで説明いただいて私が納得すればいいという話ではなくて、評価書そのものを様々な検討の結果、宮城県としてこの案がベストであると証明いただきたいので、ご説明よりも評価書の更新版を見せていただきたいと思います。

○内田部会長 追加の補足説明をいただきましたが、その点も評価書に明記して、例えばこの部会に出席している委員ではなくて、県民の意見聴取もあるので、この県民会館、NPOプラザの集約・複合化事業は県民の方々の関心が高い事業だと思いますので、明確に透明性があるように、報告書の作成をお願いします。

○小野田委員 小地沢委員は、いろいろこの問題についても発言されているので、意見を聞いた上で何か意義ある方向性に進むといいと思いました。もちろん平野委員の意見は、そのとおりだと思います。

○内田部会長 小地沢委員、よろしくお願いたします。

○小地沢委員 平野委員がおっしゃったことは、とても重要な視点だと思っていて、公共施設の複合化について、公共施設等適正管理推進事業債を活用しないことに違和感があるので、適用しない理由を明確にする必要があると思います。

公共施設等適正管理推進事業債の制度ができた中においては、老朽化した古い施設の除却費用も非常に大きな割合で起債できます。今回、その除却費用は見積もられていませんが、新しく何かを造ることと、古い施設の除却の方向性まで示すべきと思います。そのまま県有地のままで土地建物の所有、除却について、費用を含めて示すことが基本であると思います。具体的な事業評価までは、現段階における我々の役割ではないことは承知していますが、一体的に評価できる情報を提示いただきたいです。

また、平野委員がおっしゃったことと関係しますが、事業予定地は条例上、仙台市の特別用途地区のエリアになっていて、大規模集客施設を造ることを想定していない、望まないエリアになっています。細かく特別用途地区を確認すると、今回の施設がそれに当たらないことは県でも確認済みだとは思いますが、多くの人を呼び込むエリアではない地域の特性を持っているところに大規模集客施設を造る、また、非常に規模の大きな駐車場を造ることも、まちのあるべき姿として全く違うはずなので、それでもここが事業予定地であることを説明する上では、条例上問題ないではなくて、もっと肯定的な理由が説明されるべきと思いました。

ホールのご専門である小野田委員にお聞きしたいと思いますが、皆さんご承知のとおり、活断層のリスクもあるエリアでして、公共ホールは非常に大きな吊り物を持つので、耐震、免震対策をしても、吊り物が落ちてくることを我々建築業界の英智を結集しても非常に難しいと私は考えてしまいました。リスクのあるところにリスクのある建物を建てることの妥当性について、判断がつきません。

○小野田委員 まず、ホールは、サービスを供給する主体について、行政もありますが、企業がほとんどです。企業が取りにくいリスクである、会場を調達するリスクを行政が代わりにを行い、それによって文化というバリューが出る仕組みなので、この圏域にホールがどの程度あり、どこと競合する可能性があり、どこに可能性があるのかについて、評価しながら、それでこの規模で整備すると結論付ける必要があります。

また、プロモーターにヒアリングした結果、座席数が2,000席以上になることは、当たり前で、2,000席以上の大きなイベントを催すリスクを、行政に取らせようとしているわけですが、行政がそのリスクを取らないから2,000席以上の大きなイベントを催せなくて、県民、市民が不利益を被るという状態はよくありません。どのような理由で座席数が2,000席以上になったのかについて、示されたほうがいいと思います。

もちろん行政評価委員会において、県民、我々に分かるように情報を示されたいかなと思います。その情報が我々も分かりません。

それから、平野委員の意見にほぼ8割方賛成ですが、座席数を2,000席から1,600席以下にする意見について、ホールの専門家としては座席数が2,000席以上で行うイベント、1,500、1,600で行うイベントでは供給するサービスの内容が変わります。また、仙台市が考えている新ホールと競合するので、それをどう役割分担し、どれが県民、市民に一番いい組合せなのかについて、オープンな形で議論していただきたいというのは県民、市民の率直な思いではないでしょうか。できるだけ政治的な問題で捉えるのではなく、合理的にサービスについて考えながら議論していただきたいと思います。

今の議論の中で、県のご説明にはバリューの話が全然ありませんでしたが、バリューがどの程度なのかについて、評価する必要があります。事業費が安くなったからいいということではないので、よく検討していただきたいと思います。

○内田部会長 非常に多くの意見を委員の方々からいただきましたが、現時点での委員の方々からの意見に関して、担当部局から回答、補足することがございましたらお願いします。

○川越総合政策課長 我々の県有施設再編に関する基本方針で示している施設総量の適正化は、必ずしも面積を減らすことを主眼としていません。必要なものはきちんと整備する考えなので、公共施設等適正管理推進事業債を活用することは、第一に考える話ではありますが、場合によってはそうならない場合もあるので、再度整理します。

県民会館の規模については、長い検討期間がありまして、平成30年度に県民会館の需要調査を行い、その後1年かけて県民会館の在り方を有識者の方々に議論していただき、今日に至っております。説明不足、我々の情報発信の仕方があるので、これまでの議論の経過をしっかりと先生方に改めてお示ししたいと考えております。

中心市街地のまちづくりの基本的な考え方について、ご指導いただきましたが、仙台市のまちづくりにとって非常に重要な施設であることは認識しておりますが、一方で、県としては、県民皆様、県内全域から来ていただいて文化芸術に触れていただく、NPO活動を展開していただく施設でありますので、アクセス性が高い点については非常に重視しましたので、改めてご説明申し上げたいと考えております。

○平野委員 アクセス性重視は構わないが、資料3-2の9ページ、事業の実施場所が適切であるかどうかについて、周辺のスタジアム、陸上競技場との相乗効果があるため、適切であると評価されていますが、もっとすごい相乗効果を持っているところから撤退するという負の評価について、記載していただきたいです。この評価書は、いいことしか書いてありませんが、あらゆる項目で、メリットとデメリットの比較をした上で、評価を行わないと、透明性が高い評価にならないと思うので、しっかり心がけていただきたいです。このままだとすごく不誠実な評価の仕方であると思います。

○内田部会長 では、ほかにご意見ありますでしょうか。

それでは、本件に関して、意見のまとめに入ります。

多くの意見をいただきましたが、この場で回答は難しいと考えられます。平野委員の意見で、公共施設等適正管理推進事業債を活用しないことによって、コストの面での様々な可能性に関して比較、また、詳しく説明されていないので、説得力のある資料、評価をお願いします。

事業の実施場所に関しても複数の委員から意見をいただきました。事業の実施場所として、鉄道沿線ではありますが、現在の定禅寺通付近から場所を仙台医療センター跡地に移すことに関する妥当性について、この先30年以上にわたって県民が使う非常に重要な施設なの

で、もう少し説得力のあるデータを示しながら説明が必要であると考えてるので、第2回部会までにその点について、評価書に加えていただきたいと思います。

また、コスト、場所以外に避けることができないものとして、小地沢委員からありました活断層の問題も考慮すると、たびたび大規模地震の被害に遭っている宮城県という観点から考えると、施設の規模、大規模災害を考慮した上で、この場所に施設を造ることについて、しっかり評価されているか、評価書に記載していただきたいと思います。方向性として、今回の評価書について、いろいろご説明いただきましたが、委員の先生方でも納得できないところが多くありまして、宮城県民に示した時に、宮城県民、宮城県民以外の方々も利用する施設に関して、説得力に欠けるところがあるので、第2回部会までに資料の準備を担当部局にお願いすることによってよろしいでしょうか。

○小野田委員 県としていつまでに結論を出していただきたいのか、条件はあるのでしょうか。

○平野委員 その条件が次回の部会までではありませんか。

○小野田委員 つまり、7月28日まで。

○内田部会長 そうですね、7月28日の部会の時に、答申取りまとめになります。

○小野田委員 そうすると、追加資料について、再度議論していると間に合わない可能性があります。

○内田部会長 時間的な流れはそうなります。説明のための追加資料が事前に配付できるでしょうか。

○小野田委員 これまでの議論で様々な意見が出ましたが、そこがしっかりまとまらないと、問題の先送りになると考えていますので、県としての考えをぜひ教えていただきたい。

この委員会が形骸化して県民の要望に応えられないことは避けたいと思っています。大規模事業評価部会では、書面によらずに、この場で何を決定していただきたいのかについて、おっしゃっていただきたいと思います。

○内田部会長 担当部局と事務局にお伺いしますが、今回の評価部会が7月28日にありまして、その時に審議は行いますが、その時点で答申の取りまとめに入るので、その時点で追加資料を渡されても、何も議論ができません。今回、委員の方々から評価書の中に記載すべき、考慮すべき事項を検討した上で、資料を事前に作成いただいて、委員の方々に第2回部会の前に確認していただくことは日程的に可能でしょうか。

○川越総合政策課長 公共施設等適正管理推進事業債を活用しないことに対して、様々ご指摘をいただきました。当然説明すべきことであると考えておりますので、第2回部会開催の2週間前までに資料を先生方にお目通しいただくようにして、それについて、ご意見などをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○内田部会長 事務局からご提案ありましたが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

○小野田委員 公共施設等適正管理推進事業債を活用した場合、活用しない場合について、それぞれ県の支出がどの程度変わるのか教えていただき、また、ホールのマネジメントについて必要であると思っており、県民会館の計画を含めて、どのようにマーケティングを行い、バリューを出そうとされているのか、しっかり示していただきたいと思います。

それから、これまでPPP・PFIについて議論していないが、評価調書にはPPP・PFIは採用しないと記載しており、私はそれでよろしいとは思いますが。しかし、どのように設計者、建設事業者を決めるかについて、ある程度情報を示していただきたいと思います。特にホールのような文化を求める施設を造る時は、合理性がある発注を含めて、デザインのバリューを出していくか、もし可能であれば、どこまで考えているのか教えていただきたい

と思います。

○平野委員 小野田委員がおっしゃったように、事業の進め方のプロセスはものすごく大事であり、次にこのホールが建て替えになった時、美術館のように反対運動が起こるような建物にしていきたいです。それがバリューを生むことだと思います。それをどのようにコントロールしていくか、とても重要なので、そこへの視座を持ってこの事業に取り組んでいただきたいと思います。

○小野田委員 例えば、この場所をうまく利用する場合、公園が結構あるので、ファミリー層と関連し、建築面積を減らしてでもある程度公園の面積を確保し、外構のコストを計上することも方法の一つだと思います。管理も含めて考える必要がありますが、そのように関連していくと、みなさんが納得するものになると思います。現段階では、個別に事業を計画されているから、リスクとリスクを掛け合わせると相殺されることは結構あるので、そこも含めて事業を計画されると、よろしいと思いました。

○内田部会長 それでは、非常に多数の意見をいただきまして、担当部局と事務局にお願いですが、第2回部会の、2週間前までに資料を作成していただき、委員の皆様にはその資料を確認していただき、第2回部会で再度審議したいと思います。

では、引き続き、現地調査に関してですが、現地の状況は、事業実施に向けて旧構造物を撤去工事中であり、調書の3-2の13ページの状況です。過去の事業では現地調査を実施したこともあるようですが、現在はコロナ禍でもありますので、今年度は現地調査を実施しないことでよろしいでしょうか。それでは、現地調査は行わないことにし、次回の部会は再度審議でよろしくをお願いします。

非常に忌憚のない意見が多数出ましたが、1件目の事業について審議を終了します。また、ここで5分間の休憩を取りたいと思います。

○司会 それでは、休憩前に引き続きまして審議を継続いたします。

まず、県職員の紹介をさせていただきます。

教育庁教育企画室長の高橋拓弥でございます。

同じく教育企画室教育改革班長の柴大輔でございます。

○内田部会長 それでは、次に、大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業について説明をお願いします。

○高橋教育企画室長 それでは、大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業についてご説明させていただきます。

資料3-4の評価調書に基づきまして説明いたします。

資料3-4の1ページをご覧ください。

I、事業の概要でございます。

本事業は、大崎地区の東部ブロックに所在する松山高校、鹿島台商業高校、南郷高校の3つの専門学科を置く高校を統合しまして、新たな職業教育拠点校を整備するものでございます。

これ以降、統合元となる3つの高校を統合対象校、新設校を拠点校と呼んで説明をさせていただきます。

拠点校の規模につきましては、1学年4学級とし、統合対象校の学びを基本とする商業系学科2学級、家庭系学科1学級、農業系学科1学級としております。設置場所につきましては、統合対象校の一つである鹿島台商業高校の敷地に校舎などを新築することとしております。

統合対象校の概要は、記載のとおりでございます。

なお、各高校のおおまかな位置関係は、10ページの附属資料1のとおりとなります。
新設場所となる鹿島台商業高校の現況は、14ページの附属資料3のとおりとなります。
2ページをご覧ください。

上位計画との関連ですが、新・宮城の将来ビジョン及び第2期宮城県教育振興基本計画において、魅力や特色ある学校づくりの推進について示されており、県立高校の在り方を示している第3期県立高校将来構想の第1次実施計画において、拠点校を具体的に位置づけております。

次に、事業計画の背景でございます。

拠点校を設置する背景ですが、全県的に少子化が進む中、大崎地区においても生徒数の減少が見込まれており、県立高校の定員の適正化を図りつつ、地域のニーズに合った魅力ある学校をつくっていく必要がございます。

なお、設置場所につきましては、統合対象校以外の新たな土地も排除せず検討したところでございますが、安全性や敷地面積などの観点を総合的に検討した結果、鹿島台商業高校の敷地を活用することとしております。

83ページの附属資料9も併せてご参照いただければと思いますが、松山高校は、敷地面積が狭く実習施設の設置が困難であること、南郷高校は、敷地は広いですが最寄り駅から距離があること、また、ハザードマップ上、浸水エリアであり、学校防災の観点から懸念があることを踏まえまして、鹿島台商業高校の敷地を選定したものでございます。

なお、施設については、鹿島台商業高校の校舎が一定の年数が経過しているほか、商業の学びを基本とした既存校舎では、家庭や農業の学びに必要な実習教室の確保が困難であることから、新たな校舎、実習棟を整備することとしております。

次に、拠点校設置により期待される効果でございますが、1つ目としまして、食をテーマとして各学科が連携・協働をすることで、地域ブランドの創出や地域に資する人材育成が図られるものと考えております。

3ページをご覧ください。

2つ目としまして、大崎地区においては、この10年間で中学卒業生数が約14%減少することから、今回の再編統合により入学者定員の適正化が図られるとともに、醸造や高校生カフェといった新たな取組を実施することで、中学生の学校選択の幅を広げ、魅力ある学校づくりができるものと考えております。

3つ目としましては、築年数が経過した施設を更新することで、商業、家庭、農業の各学科が連携した学びの実現が可能となるとともに、急速に進展する教育のICT化に対応した設計などが可能となるなど、より安全で良好な教育環境が整うことが期待できるものと考えております。

次に、これまでの取組状況でございます。

拠点校設置に関するこれまでの取組でございますが、まず、平成30年9月から翌年の3月にかけて、地元関係者などが構成する大崎地区における高校の在り方検討会議が開催され、大崎地区（東部ブロック）については、松山高校、鹿島台商業高校、南郷高校を再編し、涌谷高校、小牛田農林高校と併せた3校体制とするとされたことから、県立高校の方向性を示している第3期県立高校将来構想の第1次実施計画に拠点校の設置を位置づけたところでございます。

また、令和元年9月から今年の1月にかけて、各専門学科の教員などにより具体的な教育内容について検討した結果を受け、今年の5月に大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校の教育基本構想を策定したところでございます。

次に、今後のスケジュールでございます。

この評価部会でお認めいただいた場合、今年度中にプロポーザル方式により設計事業者の選定を行いまして、設計、工事を経て、令和9年4月に開校させたいと考えております。

4ページをご覧ください。

Ⅱ、事業内容についてご説明いたします。

まず、用地関係でございますが、予定地は先ほど説明いたしました鹿島台商業高校の敷地で、敷地面積については8万2,614平米となります。規制の状況は記載のとおりでございます。

次に、建設関係でございます。校舎、家庭系の実習棟、農業系の実習棟を建設する予定で、合計の延べ床面積は1万475平米を上限として計画しております。なお、体育施設については既存の施設を活用する予定であります。

次に、Ⅲの事業費でございますが、建設費は概算で61億円、維持管理費については、新築後の施設を40年間で約60億円と試算しております。

5ページをご覧ください。

Ⅳの評価結果でございますが、県で実施いたしました自己評価についてご説明いたします。

まず、1の事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうかでございますが、少子化が進む大崎地区において、一定の学校規模を維持しつつ、新たな取組を取り入れた魅力的な学校づくりを行うとともに、県立高校の入学定員の適正化を図る上でも必要なものと考えております。

また、現在の鹿島台商業高校の既存校舎は築年数が経過しているとともに、これまでの商業に加え家庭や農業の学び、それから醸造や高校生カフェなどの取組を実施する上で、既存校舎では教室の確保が困難でありますことから、新たな施設が必要と考えております。

6ページをご覧ください。

2の県が事業主体であることが適切であるかどうかでございますが、県立高校は学校教育法の規定により県が設置・管理するものであることから、県が事業主体となることが適切であるとと考えております。

次に、3の事業を行う時期が社会経済情勢から見て適切であるかどうかでございますが、少子化が進む大崎地区において、中学卒業生数の減少に合わせた県立高校の入学定員の適正化を計画的に進める必要があるほか、高校を取り巻く社会環境や社会的要請の変化に早急かつ適切に対応するとともに、地域のニーズを踏まえた魅力ある高校づくりの推進が求められていることから、今回の再編統合は適切であるとと考えております。

次に、4の事業の手法が適切であるかどうかでございますが、PFI手法ではなく従来方式による実施が妥当と判断しております。その理由といたしましては、建設費用については入札により費用の適正化が図られていること、2つ目としまして民間の創意工夫を発揮する余地が大きい運営業務については、学校教育法において校務は専ら教職員が行うこととされているため、民間が担える範囲が限定的であること、3つ目としまして、売店などの運営や警備業務は既に入札により民間委託されており、費用の適正化が図られていること、以上のことから、結果としてバリュー・フォー・マネーが見込まれないと考えております。

なお、宮城県総務部行政経営推進課と協議した結果、過去の同種の事例からPPP・PFI導入調整会議における検討は省略されております。

次に、5の事業の実施場所が適切であるかどうかでございますが、先ほどご説明したとおり、鹿島台商業高校の敷地内が適切と判断しております。その理由といたしましては、県有

地でございます。新たな用地取得が不要であること、十分な面積を有していること、既に学校が所在する土地でございますので地域の住環境などに与える影響が少ないこと、ほかの統合対象校の敷地と比較して交通の便がよいこと、災害に対するリスクが少ないと見込まれること、以上が理由として挙げられます。

7ページをご覧ください。

6の事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうかについてです。入学定員の適正化には学級減という手法もありますが、学校の小規模化による学校の活力低下の可能性があることから、今回は統合により一定の学校規模とするとともに、醸造や高校生カフェといった新たな取組を行うことで、魅力ある学校づくりと学校の活力維持を図ることができるものと考えております。

また、大崎地域につきましては、世界農業遺産に認定されるなど、県における農業の中心であり、拠点校の基本理念を食とすることで、地域の特性を生かした魅力ある学びの展開も期待できるものと考えております。

次に、7の事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうかでございますが、既に学校が設置されている敷地への設置であり、土地の形状変更をせずに建設する計画でありますことから、周辺に影響を与える可能性は低いと考えております。

次に、8の想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策でございますが、事業費財源に関するリスクについては、現在想定しておりません。また、災害に関するリスクについては、みやぎ学校安全基本指針を踏まえ、拠点校についても学校防災マニュアルを作成し、様々な災害から生徒や教職員を守るために万全を期していくものと考えております。

8ページをご覧ください。

最後に、9、事業の経費が適切であるかどうかです。4ページの記載と同様ですが、建設費につきましては、近年の学校整備に係る費用と大きな差はなく、事業の経費としては適切であると考えております。

以上の各評価を踏まえまして、県といたしましては、事業の実施は適切と判断しております。

続きまして、主な附属資料について簡単にご説明いたします。

10ページの附属資料1については、先ほどもお見せしましたが、統合対象校の位置関係を示しております。

14ページの附属資料3につきましては、拠点校の設置予定場所である鹿島台商業高校の現況を示しているものでございます。

79ページからの附属資料8につきましては、拠点校の基本理念や学びの方向性などを明記した教育基本構想でございます。

83ページからの附属資料9は、統合対象校の敷地について比較するとともに、ハザードマップ上の位置づけについて示しております。

85ページからの附属資料10は、本県の中学校卒業生数の推移を示しております。

93ページからの附属資料11は、整備の事業費の内訳を示すとともに、拠点校の整備イメージを図示しているものでございます。

拠点校につきましては、各学科間の連携のしやすさや在校生へ配慮する観点から、既存のプール及びテニスコートを解体いたしまして、新しい校舎などを建設する方向で考えております。

駆け足ではございましたけれども、私からの説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

- 内田部会長 ご説明ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご質問、ご意見よろしくをお願いします。
- 小地沢委員 教育施設である高校の再編なので基本的に必要な事業であり、その適正な組合せも十分に検討された上での判断だと思しますので、異論はありませんが、他の施設との複合化の可能性もあると感じてしまいました。例えば、県の6校の高等技術専門校を仙台市に1校として集約、再編し、気仙沼市にサテライトを設置する計画がありますが、大崎地区から職業訓練の場がなくなるのであれば、今回整備する統合校に、サテライトの設置の可否について、検討する機会があったのでしょうか。
- 内田部会長 それでは、担当部局をお願いします。
- 柴教育改革班長 この統合校の計画は、先ほどご説明しました平成30年度の在り方検討会議で検討して、統合の在り方、学校の在り方について検討してきましたが、その中で高等技術専門校などの話は特にありませんでした。
- 小地沢委員 ビジネス系に特化したサテライトオフィスを設置する計画がありますが、例えば大崎地区から何もなくなるのではなくて、統合校は商業系の高校になることから、事業としてそのようなサテライトの拠点を設ける可能性はあるのではないかということは、一応申し添えておきます。
- 内田部会長 ご検討よろしくをお願いします。
- 平野委員 事業に関しては何の異論もありませんが、統合されて利用しなくなる今後の学校について、もう少しお聞かせいただきたいです。例えば、松山高校は築30年の建物ですが、今後どうされるのかももう少し詳しく教えていただきたいと思います。
- 柴教育改革班長 統合校を鹿島台商業の場所を設置する計画をご説明させていただきましたが、残りの松山高校、南郷高校について、特に南郷高校は敷地も広くて、松山高校もまだ築年数は30年ですが、現時点での活用計画はありません。有効活用については非常に重要な観点であると思っており、所在する市町村と相談しながら、有効な活用方法を考えていきたいと思えます。
- 例えば、登米総合産業高校は複数の高校が統合した学校ですが、利用しなくなった高校を活用して広域通信制の学校ができた事例もあることから、様々な可能性を探りながら検討していきたいと思えます。
- 平野委員 ぜひそうしたことも評価に加えていただきたいと思えます。
- 統合された跡地、施設の利活用について、評価で触れていただきたいと思えます。
- 内田部会長 ほかにご意見、ご質問ございますか。
- 小野田委員 適正な判断であると思えます。その一方で、宮城県では特別支援学校の拠点を県北に設置しないのでしょうか。今地域が抱えている難しい問題をどのように引き受けるのかについて、何かお考えがあれば教えていただきたいと思えます。
- 内田部会長 担当部局をお願いします。
- 高橋教育企画室長 委員からお話しがあったように、多様な生徒が多くいらっしゃる現実があります。多様なニーズに対応するように、夜間が主なところを多部制にし、昼間にも定時制を設け、学力的、発達障害等の、多様なニーズにも対応できるように定時制、特別支援学校の配置等も考えながら、今後の再編を進めたいと考えています。
- 内田部会長 小野田委員からの質問、意見は、宮城県は面積的にも広いので、例えば仙台市の周辺に特別支援学校をつくったとして、宮城県北部、南部地域に住んでいる方は、通学が大変なので、県教育庁としては、今後そういった少し離れた地域に特別支援学校の拠点校、多様な生徒に対応した学校をつくっていく考えの有無についてです。

- 柴教育改革班長 特別支援学校は、所管外なので、お答えできかねますが、特別支援学校に入学するには要件を満たす必要があり、特別支援学校に入学できない生徒もいらっしゃるのので、そのような生徒も含めて多様な生徒を受け入れる体制は必要であると感じております。今、ご説明しました、多様なニーズに応えられる学校の在り方をこれから検討していく必要があると考えています。
- 小野田委員 徐々に特別支援学校を厳格化してスクーリングするようになってしまうと、どうしてもそういう子たちのキャリアパスがつかれないことは地域の問題だと思います。今回の統合校は、進学校ではなく、地域に根差した学校なので、そういったところをしっかりと考えて事業として行う時に、設計者、建設業者とそのような考えを共有しながら展開していただきたいと思います。その辺はどの程度お考えなのかと思い、お聞きしました。
- 柴教育改革班長 そのような学校の在り方は、これからも継続して検討していく必要があると思っています。
- ただ、一方で、委員がおっしゃるように、発達障害の生徒、不登校の生徒、学習に困難を抱える生徒等、様々な背景を持った生徒が県内の普通高校に多くいらっしゃる現状があるので、現在の高校の枠組みの中でも、例えばスクールカウンセラーのようなサポートできる体制、学習をサポートするような体制の確保等、できるところからやっていく必要があると思っています。また、実際に進めているところもある状況であります。
- 小野田委員 例えば進学校ではないので、外部の人たち、地域の人たちが教えられるようにして、そこでビジネスが展開する可能性、また、専門的な農業高校をどう改編するか内部の論理だけではなくて、外部の論理も入れながら、どうやったら地域がサステイナブルになるかについても分かりやすく提示されたほうが、事業としてはうまく進むと思います。
- 内田部会長 小野田委員の意見、感想は、この事業は地域に根差した職業拠点校になるので、今後、地域と連携してどのようなコンセプトで地域に根差した学校として様々な活動を行うのかという視点の評価を記載していただきたいということによろしいでしょうか。
- 小野田委員 報告書を読ませていただきましたが、地域のリソースをどのように活用するかという視点があまりなく、教育施設をどのように統合するかという論理が中心になっているので、それ以外のコンセプト枠も考えて、それが要求水準に反映される形で今後の検討を望みたいです。
- 内田部会長 担当部局におかれましては、小野田委員の意見を踏まえた上で、評価書の中に地域連携も含めた上で今後の見込みも加えていただけますか。
- 高橋教育企画室長 拠点校の新たな取組として、商業、家庭及び農業において別々ではなく、食を一つのテーマとして学科間が連携をしながら地域貢献していくことを目指しております。一つの目玉としまして、高校生カフェを検討していますが、全日制の高校では初めての取組になります。当然、設置場所である鹿島台商業高校だけではなく、地域のイベントに参加して移動販売も行いながら、地域との連携をより強くし、将来的には大崎の産業を担っていただくような人材を育成していきたいという狙いをしておりますので、その辺についても少し文言を加えさせていただきたいと思います。
- 小野田委員 報告書を深く読めていませんでした。ありがとうございます。すでにしっかり検討されているということで、そのあたりがもうちょっと分かりやすく、自信を持って施策を展開していただきたいです。
- 内田部会長 ほかにご意見、ご質問ございますか。
- 板委員 事業の方向性は賛成ですが、事業実施時期の評価結果について、少し弱い印象を受けました。恐らく鹿島台商業高校は築40年近くになりますが、他の高校は比較的まだ利用で

きる状況なので、先ほど平野委員からご指摘いただいたことを記載していただいて、全体像を見せていただきたいと思います。また、55ページに、ちょうどこの事業が進んでいく令和10年までの学生の推移が示されていますが、今すごく急いで行う必要があるのかという印象も受けてしまうぐらいの学生数の微減に見えるので、恐らく現在の出生数などからもう少し先までデータを求められると思うので、微減の状態が続いていくのか、もっと下がるのか等、その辺も確認されたほうが、事業実施時期の理論づけになると思います。

統合することでいろいろな事業を複合的に、移動販売などもご説明がありましたが、地域連携の戦略は現実性について気になるので、本当に需要があつて、一緒に組んでくれる企業が確保されていて、移動販売にしても、行うと決めればすぐにできるのかについて、この文章だとイメージがつきにくいです。ただ、きれいな絵を描いているだけという印象を受けてしまうので、現実性について、もう少し丁寧に記載していただくと、全体的に今時点で必要という評価につながると思いました。

- 柴教育改革班長 事業実施時期について、なぜ今なのかというご指摘、55ページの生徒数の推移をご覧いただきまして、今後の見通しについてご指摘がありましたが、我々としては、委員がおっしゃったように、現在の出生数を考えると、令和10年度以降は、さらに減少が大きくなる見込みを持っており、それは大崎地区についても例外ではなくて、先の生徒数の減少まで見越したときに、早急に学校の再編等を行っていく必要があると考えているので、資料でもう少し分かりやすく記載いたします。

また、地域連携、特に高校生カフェを考えており、その現実性のご指摘もありましたが、県内でも、例えば特別支援学校の小牛田高等学園では、高校生カフェを実施している事例もあります。このカフェを考える時に、青森県の学校では高校生レストランという言い方ですが、実施している事例の高校の視察などを行いながら、検討を進めてきました。

具体的にこのカフェをどのように運営していくかはこれからの検討であり、準備委員会を設置しまして、具体的な手法等は検討していきますが、生徒や教員の負担にならない在り方も重要と考えておりますので、それらも踏まえながら、どのような手法がいいのかは検討したいと考えています。整理をしまして、調書に記載したいと思います。

- 内田部会長 板委員、よろしいでしょうか。
- 板委員 ありがとうございます。
- 平野委員 板委員の話聞いていて思いましたが、事業実施時期を先送りしたほうが財政的に有利な気がします。先ほど申し上げたように、既存の高校校舎について、健全なケースが含まれているので、比較して少し事業を先送りして建設した場合、この段階で建設する場合の差をご検討いただきたいと思います。
- 内田部会長 事業実施時期を先送りした場合、今回示していただいた計画との比較案を示すことについて、第2回部会までお願いします。
- 小地沢委員 板委員、平野委員がおっしゃった事業実施時期の先送りによってコストパフォーマンスがよくなることはもちろんあり得ると思います。一方で、県が総合管理計画を策定した中で将来のコストを全部見積もった時に、平準化を図るといのが大きな目標になってくる中で、恐らく毎年毎年コンスタントに何かの事業を行う必要があると思います。もしそういう状況であれば、県民に理解していただくためにも、この評価書の中にはっきりとその旨を記載していただきたいと思います。

また、いろいろ食にまつわることを取り組まれることは、高校生にとっては面白く、楽しそうなことであると思いますが、一方で、大学レベルになってくると、本学も含めて食にまつわる大学が多くつくられているのに、入学してくる学生は非常に少ない現状があります。

全国的にそのような傾向があり、食から撤退して農業に戻っていく、きちんと学問としてやっていくというトレンドが既にあります。その状況で本当に食をテーマにしていいのかは検討していく必要があります。富県宮城のコンセプトでも、食産業はあるかもしれませんが、ハードとして何十年、60年ぐらいはもたせないといけないものを造るわけなので、現在の流行ではなく、今後も耐えられるコンセプトであるという確信を持って取り組んでいただく方向づけをしていただきたいと思います。

- 内田部会長 それでは、担当部局におかれましては、小地沢委員の意見を踏まえて、今回3つの高校を統合して1つの高校をつくりませんが、今後もその分野の必要性、その場での時流だけにとらわれないで長いスパンで見た時にどのような展望があるのかも踏まえて、事業を行うことが、社会経済情勢などを踏まえ、合致しているのかどうか、効果的になるのかを県民に示せるように評価書に記載してください。

それでは、ご意見をまとめますと、おおむね事業の実施としては妥当ですが、事業実施時期に関する評価結果が、少し弱いところがあり、校舎の老朽化も含めると必ずしも今行う必然性が見えてこないところがあるので、少し先送りした場合にどのような違いが見えてくるのかについて比較を示した上で評価をしていただきたいと思いますということを次回までに資料の中に加えていただきたいと思いますと思いますが、このような要望でよろしいですか。

- 平野委員 私が申し上げた統合されてしまう学校の利活用の話を入れていただきたいと思います。

- 内田部会長 そうですね。今回、3校を1校に統合するので、利用されなくなる高校についてどのように今後利活用していくのかを、展望に関しても含めて記述していただきたいと思います。

- 小地沢委員 補足ですが、国庫の補助金を活用して建てた新しい建物を壊す、転用することを想定すると、処分制限期間がありますので、思い描いているような使い方ができないという可能性も出てきます。平野先生がおっしゃったことは、とても重要なポイントだと思いますので、記載をお願いします。

- 内田部会長 では、小地沢委員からのご意見についても記載をお願いします。

あまりいいことばかりを書くことはいかなるものかという話もありますが、高校という教育機関ですので、統合して縮小していくことによって、地元も縮小していくという方向に捉えられないように、しっかりとした計画、展望に基づいて評価をしていただきたいと思います。それでは、次に現地調査に関してですが、先ほど担当部局からご説明ありましたように、こちら、鹿島台商業高校の敷地で新しい統合高校を建設することになります。それで、写真でも十分状況は把握できると思いますが、現地調査を要望される方はいらっしゃいますか。現地調査は行わなくてもよろしいですか。それでは、現地調査は行わないことにします。

長時間にわたってしまいました。本日の議事をこれで終了します。

議事2つ以外に、委員の皆様方、この他に申し上げたい事項はありますか。

それでは、次回の大規模事業評価部会は7月28日水曜日を予定しています。後日、正式に委員の皆様にご連絡させていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、事務局に進行をお返します。皆様、長時間にわたりご協力ありがとうございました。

- 司会 それでは、皆様、大変長い時間お疲れさまでございました。

以上をもちまして、令和3年度第1回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

議事録署名人 板 明果 印

議事録署名人 小野田 泰明 印